

四街道市第3回農業委員会議事録

令和3年6月8日(火)

第3回農業委員会総会会議次第

日時： 令和3年 6月 8日

午後 2時00分より

場所： 福祉センター3階第一会議室

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名

10番 三石 浩 委員

11番 海保 芳久 委員

3. 議 事

議案第1号 農地法第3条による許可申請について

議案第2号 農地法第5条による許可申請について

議案第3号 令和3年度第3次農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第4号 生産緑地農業従事者証明について

議案第5号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

議案第6号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

議案第7号 下限面積（別段面積）の設定について

報告第1号 農地法第4条第1項第8号による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条許可に伴う工事完了報告について

報告第4号 農地転用事実確認証明願について

報告第5号 農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用届出について

4. そ の 他

5. 閉 会

出席委員（12名）議席順

1番 中村 礼奈	2番 永野 久雄
3番 中村 永治	5番 細野 裕樹
6番 佐藤 慎一	7番 小金井 貞夫
8番 江原 清	9番 佐藤 由美子
10番 三石 浩	11番 海保 芳久
13番 林田 静治	15番 橋本 豊

欠席委員（2名）議席順

12番 井岡 信夫	14番 岡田 英明
-----------	-----------

会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	仲田 鋼太
局長補佐	渡辺 弘之
主任主事	酒井 哲也
主事	遅澤 瑞希

令和3年度第3回 定例農業委員会総会議事録

日時：令和3年6月8日（火）

午後 2時00分より

場所：福祉センター3階 第1会議室

1. 開 会

○議 長（江原会長） 令和3年度第3回定例農業委員会総会を開会いたします。

2. 定数の確認と議事録署名委員の指名

○議 長 本日の出席委員は12名ですので、会議規則第9条の規定により過半数を超えておりますので、総会の成立することをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員は、10番三石委員、11番海保委員お願いいたします。

本日は傍聴者がおりませんことをご報告いたします。

3. 議 事

○議 長「議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について」の整理番号1項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 1ページをお開き下さい。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について、整理番号1項についてご説明いたします。

譲受人は市内物井に居住しており、上野で新規に農業を始めようとするもので、水稻栽培のため田の所有権を移転するという申請です。

譲受人は、1人で耕作しようとするもので、5,528平方メートルの農地を取得するものであります。

全部耕作要件については、田植機・トラクター・コンバインをリースにより確保しており全部耕作要件は満たしております。

位置につきましては、26ページ及び27ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議 長 議案第1号整理番号1項につきまして、去る6月1日に第3班による事前調査会が行われております。

副班長の橋本委員、説明をお願いいたします。

○橋本委員 内容については、事務局の説明のとおりでございます。詳細については、地区担当の委員にお願いします。

○議 長 地区担当の永野委員、説明をお願いします。

○永野委員 2番永野です。本件についてご説明申し上げます。本件は四街道市上野西ノ台の4筆の田を、譲受人が所有権の移転の許可申請ということでの3条申請になります。譲受人の事について少しご説明をしたいと思います。詳細については、先程事務局の方でおっしゃいましたので、私の方からは事前調査会でのやり取りを皆さんに説明いたします。

譲受人は会社員でありまして、農機具については一切持っておりません。しかし、リースと言う言葉に対して、リース物件を借りると言う事ではなく、近所の方の農機具をお借りしてでの耕作と言う事でございます。

この場所につきましては、北および南側に山を抱えた典型的な谷津田の様を呈しておりまして、一度荒らしてしまえば手の付けられなくなるような荒廃地になるような場所ですので、こういった方の進出と言うのは、とても歓迎すべき事ではないかと思えます。

私としては、年齢もまだ若いですし、この4筆の田は、許可相当と判断しておりますので、委員の方々の慎重なるご審議をよろしく願いいたします。

○議 長 議案第1号整理番号1項につきまして、事務局及び副班長、地区担当委員から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第1号整理番号1項につきまして、許可として賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号1項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第1号整理番号2項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 整理番号2項についてご説明いたします。

譲受人は市内物井で農業を営んでおり、居住地および自己所有農地の近接地である当該農地の譲渡について、協議が成立したため所有権移転するという申請です。

譲受人は、現在世帯員3人の家族労働力により耕作しており、新たに1,166平方メートルの農地を取得するものであります。

譲受人は、自作農地の3215.9平方メートルと貸付農地3,229平方メートルを所有していることから全部耕作要件は満たしております。

位置につきましては、28ページ及び29ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議 長 議案第1号整理番号2項につきまして、去る6月1日に第3班による事前調査会が行われております。

事前調査会の時に地区担当が不在でしたので、副班長の橋本委員に説明をお願いします。

○橋本委員 先般事前調査会を行いました。譲受人は従来から農業をやっている方で、高齢と言う部分ではありますけど、元気に農業をやっておりますので、妥当と言う判断をいたしました。審議をよろしく願いいたします。

○議 長 議案第1号整理番号2項につきまして、事務局及び副班長から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問がないようですので、採決を行います。

議案第1号整理番号2項につきまして、許可として賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号2項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について」の整理番号1項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 2ページをお開き下さい。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見についてご説明いたします。

申請地は、鹿放ヶ丘の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところです。

譲受人は、近接敷地においてトラック、建設機械等の貿易業を営んでおり、事業継続のため車両を陳列する広い土地を探していました。当該地は既存施設とも近く、防犯上も管理しやすいこと、また、規模や形状的にも他に該当する土地がないことから、当該地を選定しました。

造成については、整地のうえ砂利敷きとし、周囲はコンクリートブロックで囲み、鉄板柵を

設けます。

用水、排水は使用せず、雨水は自然浸透させます。

権利の種類は、貸借権の設定です。

資金については、全て自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。

信用につきましては、過去に重大な違反行為はありませんでした。

他法令関係ですが、土砂等の搬入はありませんので、残土条例は適用外です。

位置につきましては、30ページ及び31ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○**議長** 議案第2号整理番号1項につきまして、去る6月1日に第3班による事前調査会が行われております。

副班長の橋本委員に説明をお願いします。

○**橋本委員** この件も、先般事前調査会を行いました。内容につきましては地元委員の説明をよろしく願いいたします。

○**議長** 地区担当の三石委員に説明をお願いします。

○**三石委員** 10番三石です。ただいま事務局及び副班長の方からお話があったとおりでございます。

申請地はトラック・建設機械等の中古車を東南アジア等に輸出する貿易を行っております。こちらでは、解体及び修理等は一切行わないと言う事です。また、ここは畑管が入っている農地であるため農業用排水施設が、この先もまだ使っている方がいるんですが、こちらの方については自分の所で地下水の井戸を掘り、こちらはもう使わないことになりましたので、工事前に途中で止めて使わなくなるようにします。以上です。

○**議長** 議案第2号整理番号1項につきまして、事務局及び副班長、地区担当委員から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○**議長** 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第2号整理番号1項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号整理番号1項につきましては可決いたします。

○議 長 次に、議案第3号「農用地利用集積計画案の決定について」ですが、農業委員が関係する事案がございます。

当該委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく「議事参与の制限」により、審議開始から終了まで退席をお願いします。審議終了後に入室をお願いします。暫時休憩します。

(退席委員退室)

○職務代理 再開します。議案第3号を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 3ページをお開き下さい。

議案第3号 令和3年度第3次農用地利用集積計画（案）の決定について、四街道市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和3年度第3次農用地利用集積計画（案）の決定を求められたものです。

4ページをお開き下さい。

令和3年度第3次農用地利用集積計画（案）です。今回は、新規1件、更新3件となります。また、借受者は、2人になります。

番号1につきましては、内黒田の畑3筆で更新、利用権は使用貸借権、終期は令和6年6月30日となります。

番号2につきましては、内黒田の畑3筆で更新、利用権は使用貸借権、終期は令和6年6月30日となります。

番号3につきましては、内黒田の畑4筆で更新、利用権は使用貸借権、終期は令和6年6月30日となります。

番号4につきましては、大日の畑1筆で新規、利用権は使用貸借権、終期は令和6年6月30日となります。

5ページは、利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○職務代理 議案第3号につきまして、事務局から説明がありました。

質問等がございますか。

(質問・意見なし)

○職務代理 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第3号につきまして、賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○職務代理 全員賛成です。議案第3号につきましては可決いたしました。

○職務代理 審議が終了いたしましたので、退席委員の入室を許可いたします。
暫時休憩いたします。

(退席委員入室)

○議長 では、再開いたします。次に、議案第4号「生産緑地に係る農業従事者証明について」整理番号1項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 6ページをお開き下さい。

議案第4号 生産緑地に係る農業従事者証明について、この証明願いは、生産緑地法第10条の規定に基づき、生産緑地の買い取りの申し出を行う際に、農業の主たる従事者であることの証明書を添付する必要があるため申請されたものです。

農業委員会が主たる従事者であったと認める場合は、市への買い取り申し出がなされ、市が買い取らない場合は、農業委員会にあっせん依頼が参ります。農業委員会が生産緑地として買い取る方法を探しても成立せず、あっせん不調となり、その旨を市都市計画課に報告しますと、その後生産緑地の指定が解除され、所有者の自由意思で農地転用も可能となります。

証明願いの提出者は、和良比に居住する方で、当該生産緑地は、居住地に隣接する農地です。主たる従事者はご本人で、心身障害(頸髄症、腰部脊柱管狭窄症等)により、農業に従事することができないということです。

内容については記載のとおりでございます。位置につきましては、32ページ及び33ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議長 質問等がございますか。

(質問・意見なし)

○議長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第4号整理番号1項につきまして、賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号整理番号1項につきましては可決いたします。

○議長 次に、議案第5号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第5号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について。今回議案とお手元にお配りしました前年度との比較になります。内容的には農業委員会の適正な事務実施について、点検・評価及び活動計画等の策定を行うものとされており、制定にあたっては農地利用最適化推進委員の意見を聞くこととされておりますので、議案作成に当たり、農地利用最適化推進委員に意見照会をしましたところ、意見はございませんでした。

前年度と同様に、様式に変更はございません。内容につきましては、前年度と比較しながら主なものをご説明致します。今年から2020年農林業センサスの数字に変更になります。参考に前年度の点検評価を皆さんにお配りしましたが、数値に変更があります。

それではまず1枚目、1番の農業委員会の状況です。上記の「1 農業の概要」の表中、最上段の耕地面積の計は645ヘクタールです。前年は654ヘクタールでした。畑の農地転用が進んでいるものと考えられます。

下段の「2 農業委員会の現在の体制」ですが、農業委員14名と農地利用最適化推進委員8名で活動しております。

次ページをご覧ください。担い手への農地の利用集積・集約化です。最上段の「1 現状及び課題」の表中、先ほどの耕地面積が管内の農地面積になります。これまでの集積面積は84.8ヘクタールでした。前年は83.2ヘクタールでした。集積率は13.1パーセントです。前年は12.7%でした。分母にあたる管内の農地面積の減少と、新規実績分の増加などにより、集積率が増加しました。

2段目の「2 令和2年度の目標及び実績」の表中、集積目標は93.2ヘクタールです。前年は91.0ヘクタールでした。新規実績は6.7ヘクタールです。前年は4.2ヘクタールでした。達成状況は91.0パーセントです。前年は91.4パーセントでした。

「3及び4の目標の達成に向けた活動実績、活動に対する評価」では、担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員は、荒廃させる前に耕作出来ない農業者の情報収集を行い、規模拡大を図りたい農家への利用集積を図っているが、現状、農地転用の進行により集積の増加が困難である旨記載させて頂きました。

次ページをご覧ください。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。2年度は新規参入を1件予定しておりましたが年度末に辞退になりました。そのため参入はありませんでした。「3及び4の、目標の達成に向けた活動の活動実績と、目標及び活動に対する評価」ですが、前年同様、市産業振興課、農業委員、農地利用最適化推進委員などによる普及活動で新規参入を積極的に推進していく旨記載しました。

次ページをご覧ください。遊休農地に関する措置に関する評価です。「現状及び課題」の表中、農地面積Aは699.0ヘクタールです。前年は711.0ヘクタールでした。遊休農地面積は54.0ヘクタールです。前年は57.0ヘクタールでした。割合は7.7パーセントです。前年は8.0パーセントでした。続きまして「令和2年度の目標及び実績」ですが、解

消目標は前年と同じ2.0ヘクタールで、解消実績は3.3ヘクタールです。前年の実績は2.7ヘクタールでした。達成状況は165.0パーセントでした。

3段目の「3-2の目標の達成に向けた活動」では、下段の活動実績の農地の利用意向調査の調査数は43筆です。前年は45筆でした。調査面積は3.9ヘクタールです。前年は3.6ヘクタールでした。

次ページをご覧ください。違反転用への適正な対応です。1及び2の表中、違反転用の面積は2.6ヘクタールで、2年度は増減がありませんでした。「3-活動計画・実績及び評価」ですが、今後も担当地区農業委員、農地最適化推進委員がそれぞれの地区の監視を継続してくださるようお願いいたします。

次ページをご覧ください。農地法等によりその権限に属された事務に関する点検です。上段の「1-農地法第3条に基づく許可事務」の件数は13件です。前年は14件でした。下段の「2-農地転用に関する事務」の件数は35件です。前年は39件でした。

次ページをご覧ください。上段の「3-農地所有適格法人からの報告への対応」は、2件です。

下段の「4-情報の提供等」ですが、賃借料情報の調査は30件です。前年は34件でした。農地の権利移動等の状況把握は48件です。前年は53件でした。農地台帳の整備対象農地面積は771.0ヘクタールです。前年は778.0ヘクタールでした。

次ページをご覧ください。地域農業者等からの主な要望、意見及び対処内容ですが、2年度はありませんでした。総会等の議事録の公表は、その内容ですが市ホームページに掲載されています。次の活動の点検評価の公表は、全国農業会議所ホームページに掲載しております。

農地等利用最適化推進状況の改善についての意見の提出は、昨年は新型コロナのため会議を行えなかったため0件です。

説明は以上です。

○議長 議案第5号について、事務局から説明がありました。

質問等はございますか。

○議長 永野委員

○永野委員 議案第5号の最初のページに農業就業者数が110人になっております。前年の数値961人に対して110人と言うのは、どちらが正しいのでしょうか。

○議長 事務局

○事務局 この数字については、今回から2020年農林業センサスの数字に置き換えています。私も数字が大幅に下がっていますので、近隣市に確認を行いました可他市でも大幅に下がっているとのことでした。5年前と調査方法等が変わったのかは定かではありませんが、この数字が5年後の調査までの数字になるため記載しています。

○議長 他に質問はありますか。

○議 長 海保委員

○海保委員 遊休農地に関する措置に関する評価と言う事で、四街道市の場合は昨年が8パーセントで今回が7.7パーセントでと言うことですが、例えば近隣の市町村、佐倉とか八千代は似たようなものですか。

○議 長 事務局

○事務局 この場では他市の正確な数字は把握していませんけど、四街道市はもともと農地面積が他市と比べると多くはありません。また、農業委員の皆さん、推進員の皆さんが常日頃から遊休農地になる前に巡回や調査を行っていただいておりますので、他市よりは少ないかと思われまます。

○議 長 他に質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。
議案第5号につきまして、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第5号につきましては、承認いたします。

○議 長 次に、議案第6号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第6号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について説明いたします。

1ページ目の農業委員会の状況ですが、このページは、先程の議案第5号と同じ内容です。

次ページをご覧ください。担い手への農地集積・集約化です。現状及び課題の表中、集積率は13.1パーセントです。前年は12.7パーセントでした。前年より農地面積が減少し、集積面積が増加したので、集積率が増加しました。

次に、令和3年度の目標及び活動計画ですが、目標は集積面積94.8ヘクタールです。前年の目標は93.2ヘクタールでした。新規集積面積は年間10ヘクタールを目標としております。活動計画として市産業振興課と農業委員、農地利用最適化推進委員全員が情報の把握に努め、農地中間管理機構の活用を進めるとしてしております。

次は、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。現状及び課題は、記載のとおりです。令和3年度の目標及び活動計画と致しましては、参入目標を1経営体として、市産業振興課、農業委員及び農地利用最適化推進委員により、地域の農業者と情報交換し関係機関との相談業務を行い、貸付農地を確保する。支援策の要望活動を行うなどとしております。

次ページをご覧ください。遊休農地に関する措置です。現状及び課題は、記載のとおりです。

令和3年度の目標及び活動計画ですが、遊休農地の解消面積は2ヘクタールを目標として、遊休農地の土地所有者の意向調査や新規就農者の担い手等の活用によって解消を目指して参ります。

違反転用への適正な対応ですが、現状及び課題は記載のとおりです。令和3年度の活動計画では、随時、担当地区農業委員及び農地利用最適化推進委員がそれぞれの地区の監視を行って頂くということで、これまでどおりお願いします。

令和3年度の目標及び達成に向けた活動計画は以上でございます。

○議長 議案第6号につきまして、事務局から説明がありました。
質問等がございますか。

(質問・意見なし)

○議長 質問が無いようですので、採決を行います。
議案第6号につきまして、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第6号につきましては、承認いたします。

○議長 次に、議案第7号「下限面積（別段面積）の設定について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第7号 下限面積の設定について説明いたします。

農業委員会は毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。

そこで今年度の下限面積（別段面積）について、以下のとおり提案致します。農地法施行規則第17条1項の適用について、方針として別段の面積を設定せず、現行の面積50アールの変更は行わない。理由と致しまして、2020年農林業センサスで管内の販売農家で50アールまでの農家数を求めると4割に満たないためです。また、農地法施行規則第17条第2項の適用について。方針として別段の面積を設定せず、現行の面積50アールの変更は行わない。理由と致しまして、管内の耕作放棄地の割合は7.7%であり、農地の利用集積が進んでいるためと致しました。

下限面積（別段面積）について、若干ご説明致します。平成21年度の農地法改正に伴い、

市町村の状況に応じて別段の面積を設定することが出来るようになりました。

平成22年12月に、「農業委員会の適正な事務実施について」が一部改正され、下限面積及び設定理由並びに毎年の見直し・公表することが規定されました。下限面積は農林業センサスや利用状況調査の結果等を踏まえて、毎年設定・修正を検討して農業委員会総会で決定のうえ公表することとなっております。

これらの制度改正を受け、毎年度の見直しを実施しているところですが、当市は、平成21年12月より、農地法第3条にて農地の所有権移転や賃貸借権設定する際の下限面積については、別段の面積を設定せずに最低50アールを必要要件とし、現在に至っております。昨年度も6月の総会でお諮りしたところでございますが、農地法施行規則第17条第1項第3号では、設定区域において定めようとする面積未滿の農地を耕作している人の数が総数の100分の40を下回らないように算定されるものであることとされております。

これは農林業センサスを元に県が作成しました経営耕地面積農家数というもので、本市の販売農家数は230軒ございます。小規模農家から大規模経営までありますが、この販売農家数230軒の40%が92軒となります。50アール未滿の軒数を足しますと49軒となり、92軒に達していないことから、50アール未滿の農家数が4割に満たないため、50アールの変更は行わないとするものです。

次に、耕作の目的に供されない農地等が相当程度存在しているかといいますと、昨年の耕作放棄地調査において、当市は、耕作放棄地の面積が農地面積の7.7%ということで、相当程度荒れているとは判断されないと考えます。結論としまして、小規模農家の割合と、耕作放棄地の割合が共に低いことから、今年度においても別段面積を設ける必要はないものと考えます。近隣市町の状況も、印旛郡市では本市と同様に50アールとなっております。

説明は以上でございます。

○議 長 議案第7号につきまして、事務局から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第7号につきまして、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第7号につきましては、承認いたします。

○議 長 次に協議報告に入ります。協議報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」

事務局の説明をお願いします。

○事務局 19ページをお開き下さい。

協議報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告致します。

整理番号1項から次ページの整理番号4項までの4件です。いずれも市街化区域内の農地の所有権を有する者が自ら農地を、専用住宅3件、障がい者用グループホーム1件に転用するという届け出です。内容は記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 次に、協議報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」

事務局の説明をお願いします。

○事務局 21ページをお開き下さい。

協議報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告致します。

整理番号1項から次ページの整理番号4項までの4件です。いずれも市街化区域内の農地の所有権を有する者以外の者が、整理番号1項については、使用貸借権を設定し専用住宅に転用。整理番号2項から4項については、所有権の移転を受けて専用住宅5棟に転用するという届け出です。内容は記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 次に、協議報告第3号「農地法第5条許可に伴う工事完了報告について」

事務局の説明をお願いします。

○事務局 23ページをお開き下さい。

協議報告第3号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について、2件の工事完了報告書の提出がありましたのでご報告致します。

整理番号1項の自動車解体場及び2項の車両置場への転用につきましては、5月27日に中村永治委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了されておりました。内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 次に、協議報告第4号「転用事実確認証明願に対する専決処分について」

事務局の説明をお願いします。

○事務局 24ページをお開き下さい。

協議報告第4号 転用事実確認証明願に対する専決処分について、農地法第5条の許可処分に対する転用事実確認証明願の提出があったのでご報告致します。

整理番号1項は、大日の大型車両用回転スペース及び車両置き場で、5月6日に中村永治委員と事務局で現地を確認しております。

整理番号2項は、大日の自動車解体場で、5月27日に中村永治委員と事務局で現地を確認しております。内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 次に、協議報告第5号「農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用届出について」

事務局の説明をお願いします。

○事務局 25ページをお開き下さい。

協議報告第5号 農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用届出について、農地法施行規則の規定による転用届出書の提出があったので、報告いたします。

整理番号1項は、鹿渡の畑の一部120.93平方メートルに農業用倉庫を建設するための届け出です。内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 協議報告第1号から5号について、事務局から説明がありました。

質問はございますか。

(質問・意見なし)

○議長 質問が無いようですので、協議報告第1号から5号は、終了いたします。

○議長 以上で、本日の議案及び協議報告については、終了いたします。

4. その他

○議長 次に、その他に入ります。委員から何かございますか。

○議長 事務局から何かありますか。

○議長 次に、会議次第の裏面をご覧ください。

7月の開催予定については、事前調査会が7月1日の木曜日に、第1班の委員にお願いします。

また、総会が7月8日の木曜日の午後2時から、場所は福祉センター3階第1会議室です。

農地相談日は7月1日を予定しておりますので、担当委員は、事務局から連絡がありましたらお願いします。

5. 閉会

○議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので会議を閉会いたします。

閉会午後 3 時 0 3 分

令和 3 年 6 月 8 日

農業委員会長

Ⓔ

議事録署名委員

10 番

Ⓔ

11 番

Ⓔ